

(研究戦略室会議了承)

平成20年2月19日

「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての実施許諾」及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用」に関する取扱要領

1. 目的

東京工業大学は、その知的財産ポリシーにおいて、知的財産の創出、保護、管理、活用について、「理工系総合大学としてのポテンシャルを生かし、幅広い分野の知的財産の創出を図る。また、研究の成果として生じた知的財産の単なる権利化、ライセンス・実施化を図るのみではなく、知的財産を産学連携の核として、本学と産業界との協力関係を積極的に構築し、産学共同研究の積極的な実施等により、新産業の創出、イノベーションの促進に貢献するとともに、更なる知的財産の創出を図る。」と明示している。

一方、このような知的財産権の活用に基づくイノベーションの創出のためには、知的財産権の保護と活用のバランスに十分配慮する必要がある。特に大学は、その公共性を認識し、特許の実施許諾等による知的財産権の営利的活用だけでなく、公共性の高い研究開発活動における知的財産権の円滑な非営利的使用を推進することが求められる。

かかる認識に基づき、本学は、知的財産ポリシー（平成16年2月）を踏まえ、「政府資金を原資とする研究開発^(注1)から生じた知的財産権についての実施許諾」及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許^(注2)の使用」に関する取扱要領を定め、学内外に明らかにするものである。^(注3)

2. 取扱方針

東京工業大学は、非営利的教育研究機関であることを認識し、その保有する知的財産権の保護と活用とのバランスに十分に留意して、当該知的財産権を取扱う。

2. 1. 研究ライセンスの取扱

東京工業大学は、単独で所有する知的財産権のうち、政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく知的財産権について、他の大学等が、非営利目的の研究^(注4)のためにその知的財産権の非排他的な実施許諾（以下「研究ライセンス」という。）を求める場合は、他の大学等における研究自由度の確保と学術研究の振興の重要性を踏まえ、以下の方針に基づき対応する。

① 他の大学等における当該研究を差し止めることなく、原則として、その求めに応じて研究ライセンスを供与する。ただし、場合により、当該研究から得られた論文等において、当該知的財産権の利用について言及することを他の大学等に求める。

- ② 研究ライセンスに対する対価については、原則として、ロイヤリティ・フリー（実費を除き、無償）又は合理的なロイヤリティとする。
- ③ 東京工業大学の役職員が第三者から許諾された研究ライセンスにより研究を行う場合、当該研究ライセンスの範囲や条件を遵守するようにその管理に努める。

2. 2. ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の取扱い

遺伝子改変動植物やスクリーニング方法のように、研究を行うための道具となるリサーチツールに関する特許は、汎用性が高いことから、広範に使用されて研究の推進に資するものが多いが、同時に代替性が低いものも多い。このため、東京工業大学は、リサーチツール特許について、使用許諾をするにあたり、以下のような方針に基づき対応する。なお、リサーチツール特許のうち、商品化され、市場において一般に提供されているものについては、この限りではない。

- ① 本学が所有するリサーチツール特許について、第三者から、研究を目的として、使用許諾を求められた場合、特段の支障がある場合を除き、その求めに応じて非排他的なライセンスを供与するなど、第三者による当該特許の円滑な使用に配慮する。
- ② リサーチツール特許に対する非排他的なライセンスの対価は、目的とする研究の性格、当該特許が政府資金を原資とする研究開発によるものか否か等を考慮に入れた合理的なものとし、第三者による当該特許の円滑な使用を阻害することのないように十分配慮する。特に大学等の学術研究機関に対する当該ライセンスの供与の場合は、学術振興の観点から、原則として無償とする。

以上

(注1) 本取扱要領において「政府資金を原資として得られた研究開発」とは、契約の形態を問わず、その直接経費が政府資金にのみからなる研究開発をいう。この場合の政府資金には、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構や独立行政法人科学技術振興機構等を通じて間接的に資金配分される委託事業費も含まれる。

(注2) 本取扱要領において「リサーチツール特許」とは、ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許をいう。これには、実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法などに関する特許が含まれる。

(注3) 総合科学技術会議は、特許制度による保護と活用のバランスのとれた実務運用を目

指して検討を進め、2006年5月23日には「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権に研究ライセンスに関する指針」を、また、2007年3月1日には「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許使用の円滑化に関する指針」をとりまとめしており、それらの中で、大学等が行う特許の実施許諾に関して、関連のポリシーの策定とその公表を推奨している。以下の『「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての実施許諾」及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用に関する取扱要領』は、これらの国の方針を背景として、本学の知的財産権の取扱要領を定めるものである。本取扱要領は2008年2月19日研究戦略室会議にて承認された。

(注4) 本取扱要領において「非営利目的の研究」とは、大学等において行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究をいう。